２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び宇都宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岡山県苫田郡鏡野町下斎原字アラ田三三二の五、四一五から四一七まで、四一八の一から四一八の三まで
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
１　主伐に係る伐採種は、定めない。
２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市厳木町浦川内字赤仁田一一の一、一一の二、一五の一、八〇の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
１　次の森林については、主伐は、択伐による。
字赤仁田一一の二・一五の一・八〇の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岡山県備前市吉永町高田字谷口四五四
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
１　主伐に係る伐採種は、定めない。
２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び備前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　佐賀県武雄市北方町大字大崎字東飯盛二六一五の一〇、二六二五の四、二六二六の一、二六三六、二六三七の一、二六三七の二、二六三八の一、二六三八の二
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
１　次の森林については、主伐は、択伐による。
字東飯盛二六一五の一〇・二六三七の一・二六三八の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　栃木県大田原市川上字葎四八三、四八四の一、四八四の二、四八五、四八六、四八八、字西ノ入五一四、五一六、字川上七〇〇
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
１　主伐に係る伐採種は、定めない。
２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　栃木県鹿沼市上南摩町字梶又二六〇一の一、二六〇二の一、二六〇七の二四、二六〇七の二五、二六〇八の一、二六一八の一、二六一九の一、二六二〇の一、二六二一の一、字梶赤二六〇七の一から二六〇七の一一まで、二六〇七の二二
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
１　主伐に係る伐採種は、定めない。
２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）